特別区協議会の機構等

組織（令和４年２月現在）

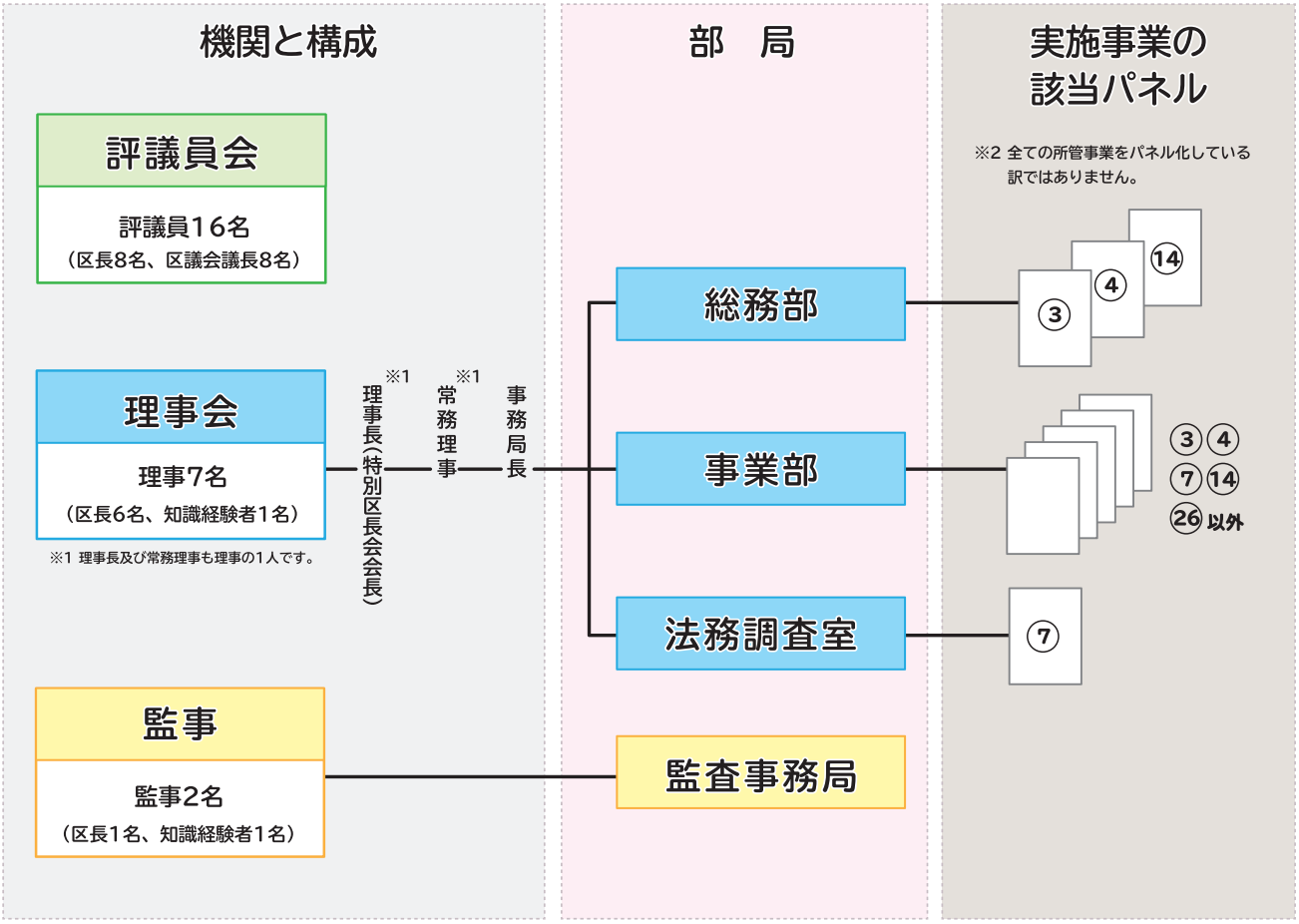

評議員会の役割

評議員会は、評議員16人で構成し、特別区協議会の最高意思決定機関として、業務運営の基本ルールの決定や財産の処分など重要な事項を決定する役割を担っています。

理事会の役割

理事会は、理事7人で構成し、特別区協議会の業務執行についての意思決定を行っています。

※評議員会・理事会の決定事項については、特別区長会及び特別区議会議長会に報告しています。

事業経費

特別区（東京２３区）からの分担金など